

あはき受領委任の取扱い、来年からスタート！

会報で度々お伝えしていますように、鍼灸あん摩マッサージでの受領委任の取扱いが、いよいよ来年からスタートします。ここ最近の厚労省通知の多さに、混乱していませんか？今後も、疑義解釈資料などが次々に公開されることが予測されますので、会報でのお知らせにどうぞ注視して頂きますよう、お願い致します。

今年の10月から

- 同意期間が3ヶ月から6ヶ月へ（**新様式**の同意書へ）
 - …同意日が10/1よりも前のものは、あくまで同意期間は3ヶ月です。
 - ちなみに、変形徒手矯正術の同意期間は、現行通りの1ヶ月です。
- 口頭での再同意は**一切認められなくなります**
- 施術者による「**施術報告書**」の作成（10/1より 施術報告交付料 300円）
 - …施術者と医師の連携を緊密にし、必要な施術が行われるようにするため
 - ① **施術の内容・頻度** ② **患者の状態・経過**
を記載した「**施術報告書**」を作成し、**医師が当該報告書を確認するとともに、医師の直近の診察に基づき、再同意する仕組みを導入する。**
 - …施術報告書は、医師に対して、本報告書を確認の上、直近の診察に基づいて、**施術継続の再同意の判断をいただきたいこと。**
 - …不明点や特段の注意事項がある場合には連絡いただきたいことを明記し、**医師が当該報告書と直近の診察に基づいて再同意することとする。**

来年の1月から

- 受領委任の取扱いが開始
 - …1月開始当初から施術管理者になるには、10月31日までに厚生局へ申出が必要
- ★具体的に変わること（確定）
 - 用紙がすべて変わります（印刷後、発送します）
 - 療養費支給申請書に、総括票の添付が必要になる場合があります
 - 申請書に記載される施術者名は、治療院ごとの施術管理者で統一されます

等々……今後も要チェック!!

あはき受領委任の登録に必要です！

住所、勤務施術者など・・・変更の届出はしていますか？

先日、『療養費の受領委任の取扱いに係る申出』に必要な書類一式を、事務局から組合員さんへお送りしました。もし、保険請求を組合に出しているのに届いていない！という組合員さんがおられましたら、ご一報ください。

開設届出済証のコピー

事務局で把握している最新のものを添付させていただいたのですが、その中で特に、お引越などで「今の開設者の住所(自宅)は開設届出済証に書かれている住所ではない」状態の方が多いです！

心当たりのある方は、速やかに保健所へ変更の手続きを行ってください。

また、開設の変更届も届出に必要なので、その場で必ずコピーをいただってください。

変更の手続きは基本的に 10 日以内に行うこととなっていますので、かなり期間が空いているような場合には、『遅延理由書』の記載をその場で求められるかと思われます。

はり・きゅう・あん摩マッサージ免許証のコピー

こちら、事務局で把握している分については添付させていただきました。

管理施術者の分はもちろんですが、勤務する施術者の免許証についても、漏れているものがないかを確認してください。

管理の関係上、可能であれば A4 版に縮小して提出をお願いします。

様式第2号の2について

管理施術者以外で、施術所に勤務している施術者について確認してください。

施術所に勤務する施術者がいる場合は、必ず保健所に届出する必要があります。

万が一、勤務施術者の登録や変更の届出をしていなかった場合には、速やかに保健所で手続きを行ってください。

直接保健所へ行ってその場で記入することもできますが、あらかじめ書類を用意してからの方が手続きがスムーズに行えますので、保健所のホームページをご覧ください。

その他

○ 勤務時間・標榜時間に関してはこちらではわからないため、空欄のままお送りしています。

様式第 2 号・様式第 2 号の 2 どちらにも、必ず記入してください。

○ 『勤務形態確認票』は、別の施術所での勤務が無い場合には提出不要です。

○ 印字してある部分も、間違いがないかを確認してください。

○ 留意事項より、『開設者（個人）と施術管理者が同一人の場合、開設者の「氏名」欄に「同上」と記載し、「生年月日」「住所」「電話番号」欄の記載は必要ないこと。』となっています。

○●○北鍼協相談室○●○



デイサービスを受けている介護施設に行き、施術をしたときには、往療料はとれますか？

平成 22 年 3 月 26 日に、北海道保健福祉部 保健医療局医療対策業務課参事 より、以下のように通知が出されています。

【介護保険の通所介護(デイサービス)中におけるはり・きゅう・あんま・マッサージの療養費の取扱いについて

(中略) 当課において、デイサービス時間内における施術に係る療養費の支給申請の適否について検討の上、厚生労働省保険局医療課に照会した結果、**当該保険者が介護保険による個別機能訓練の対象であるか否かを問わず、介護保険のサービス時間内に他のサービスを受けることは認められないので、療養費の支給対象とすることは認められない旨**回答を得ましたので、デーサービス時間内の施術を療養費の申請対象としないよう、貴団体所属のはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ指圧師に対し周知していただきますようお願いします。】

事務局 斉藤



小さな子どもの患者さんに、柔整の申請書にサインをいただきたいのですが、まだ字が書けないようなので、親御さんにサインを代筆して貰っていいですか？

柔整の支給申請書の場合、委任欄のサインを代筆するのは親御さんではなく、柔道整復師がサインを代筆し、患者さんの押印(または拇印)をいただってください。

また、摘要欄にサインを代筆したやむを得ない理由も記載してください。

上記は幼児の患者さんの例ですが、右手が負傷していたり、高齢などにより筆記が困難な患者さんにおいても、同様の扱いとなります。

事務局 横島



今月のお歌

第 13 支部 室蘭市
西江 須美先生より

● 情報が 両の手に余る現代っ子

友と語れる 共通の話題なし

現代は、溢れるくらいの情報時代です。
と言っても、若者同士が同じ話題で語り合うこともないよう
です。

しかし、我々の世代は、一つの話題でかなり盛り上がりますね。
それだけ物のない時代だったのだとは思いますが、心が豊かだ
ったように思います。

なにかこの先、考えさせられますね。



● 生きてきた 地域や環境異なるも

我らの世代 共通の話題あり

★第 65 回さっぽろ夏まつり福祉協賛さっぽろ大通ビアガーデン★

開催時期 7月20日(金) ~ 8月15日(水)

会場 大通5丁目~8丁目、10丁目、11丁目

営業時間 12:00~21:00 (一部の会場を除く)

ようやく夏らしさの漂う空気になってきた今日この頃、

皆さん水分はきちんと摂っていますか？

短い北海道の夏ですが……

お楽しみビアガーデンの季節がやってきました！！

今年もいたるところで開催されており、場所によっては

ジンギスカン食べ放題メニューがあったり、

ドイツビール推しだったり、オシャレなテラスだったり、

ビール片手に観覧車に乗れたり…



どこも魅力的ですが、やっぱり大通のビアガーデンは

特に毎年盛り上がっていて、

近くを通りかかると、つい足を運びたくなりますよね♪

用意されている席数はおよそ **13,000 席**！あの密集感が良い！！

皆さんも、よい夏をお過ごしください。

発行元 北海道鍼灸マッサージ柔整協同組合 発行責任者 吉田 孝雄
札幌市中央区南1条西13丁目317-37コソナ南1条ビル3F TEL 011-213-1033 FAX 011-213-1034
E-mail hokushinky@dolphin.ocn.ne.jp URL <http://www.hokushinky.jp/>